

**栗田支援学校仮設校舎賃貸借  
企画提案競技審査要領**

**1 目的**

この要領は、栗田支援学校仮設校舎賃貸借の契約候補者を選定するため、企画提案競技の公正かつ適正な審査に必要な事項を定めるものである。

**2 審査会の設置**

秋田県教育庁総務課施設整備室（以下「施設整備室」という。）内に審査会を設置する。事務局は、施設整備室施設・管財チームに置く。

**3 審査員**

- (1) 審査会の審査員は、次の者をもって構成する。
  - ア 施設整備室長
  - イ 施設整備室長が指名する者4名
- (2) 審査会長は、施設整備室長をもって充てる。
- (3) 審査会長は、審査会を統括し審査会を代表する。

**4 審査方法**

- (1) 審査は、企画提案競技参加者から提案された内容を、プレゼンテーション審査により行う。
- (2) 審査は、5「審査項目、審査基準及び配点」により行う。
- (3) 各審査員の評価点を集計した総得点数により順位付けし、最高得点者を契約候補者とする。
- (4) 全体の合計点数を比較した結果、その差が僅差（5点以内）の場合は、総合評価や配点の高い事業内容、実施体制、実施適正の合計点などを勘案し、審査員の合議により契約候補者を決定する。
- (5) 評価点の合計点数は500点満点（各審査員100点満点）とする。
- (6) 評価点が合計点数の60%未満の場合には契約候補者として選定しない。

**5 審査項目、審査基準及び配点**

- (1) 全体評価（30点）
  - ア 企業の経験及び精通度
  - イ 受注体制
  - ウ 見積額
- (2) 業務内容（60点）
  - ア 施設特性理解

イ 業務実施方針

ウ 工事計画

(3) その他（10点）

ア 賃金水準の向上

イ 女性の活躍推進

6 その他

この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会長が別に定める。

附則

この要領は、公募開始の日から施行する。

## 評価表

別添

### 1 全体評価

評価基準		評価の視点	配点
企業の経験及び精通度		国若しくは地方公共団体との間で、完成引渡しの済んでいる、延べ面積1,000m <sup>2</sup> 以上の仮設建物を設置した実績があるか。	5点
受注体制	設計管理技術者	国若しくは地方公共団体との間で、完成引渡しの済んでいる、延べ面積1,000m <sup>2</sup> 以上の仮設建物を設計した実績があるか。	5点
	監理技術者	国若しくは地方公共団体との間で、完成引渡しの済んでいる、延べ面積1,000m <sup>2</sup> 以上の仮設建物を施工した実績があるか。	5点
見積額		評価点=配点×評価係数 ※評価係数=全応募者のうちの最低見積額／当該見積額 (小数点以下第2位を四捨五入)	15点

### 2 業務内容

評価基準		評価の視点	配点
施設特性理解		特別支援学校施設の性格、役割、機能等について、十分な知見があるか。	10点
		施設利用者の安全及び利便性に配慮した創意工夫があるか。	10点
業務実施方針		業務を円滑に遂行するための、的確な実施方針及び工程が立てられているか。	10点
		業務を円滑に遂行するための、合理的な手法の採用及び資材等の品質管理がされているか。	10点
業務計画		建物、設備等の計画及び使用期間中の対応に創意工夫があるか。また、実現性のある内容であるか。	10点
		建設時及び解体復旧時の安全や環境へ配慮した創意工夫があるか。また、実現性のある内容であるか。	10点

### 3 その他

評価基準		評価の視点	配点
賃金水準の向上		賃金水準の向上に係る取組を積極的に進めているか。	5点
女性の活躍推進		女性の活躍推進に係る取組を積極的に進めているか。	5点

## 配 点 基 準

別表 1

### 1 全体評価

評 価 基 準		配 点 基 準
企業の経験及び精通度		公告日から過去5年以内に、国若しくは地方公共団体との間で、完成引渡しの済んでいる、延べ面積1,000m <sup>2</sup> 以上の仮設建物を設置した実績を以下の順に評価 ①10件以上：5点 ②7～9件：3点 ③4～6件：2点 ④1～3件：1点
受注体制	設計管理技術者	公告日から過去5年以内に、国若しくは地方公共団体との間で、完成引渡しの済んでいる、延べ面積1,000m <sup>2</sup> 以上の仮設建物を設計した実績を以下の順に評価 ①10件以上：5点 ②7～9件：3点 ③4～6件：2点 ④1～3件：1点
	監理技術者	公告日から過去5年以内に、国若しくは地方公共団体との間で、完成引渡しの済んでいる、延べ面積1,000m <sup>2</sup> 以上の仮設建物を施工した実績を以下の順に評価 ①10件以上：5点 ②7～9件：3点 ③4～6件：2点 ④1～3件：1点
見 積 額		評価点＝配点×評価係数 ※評価係数＝全応募者のうちの最低見積額／当該見積額 (小数点以下第2位を四捨五入)

### 2 業務内容

評 価 基 準		配 点 基 準				
		極めて優れている	優れている	評価できる	やや乏しい	乏しい
施設特性理解	特別支援学校施設の性格、役割、機能等について、十分な知見があるか。	10点	7点	5点	2点	0点
	施設利用者の安全及び利便性に配慮した創意工夫があるか。	10点	7点	5点	2点	0点
業務実施方針	業務を円滑に遂行するための、的確な実施方針及び工程が立てられているか。	10点	7点	5点	2点	0点
	業務を円滑に遂行するための、合理的な手法の採用及び資材等の品質管理がされているか。	10点	7点	5点	2点	0点
業務計画	建物、設備等の計画及び使用期間中の対応に創意工夫があるか。また、実現性のある内容であるか。	10点	7点	5点	2点	0点
	建設時及び解体復旧時の安全や環境へ配慮した創意工夫があるか。また、実現性のある内容であるか。	10点	7点	5点	2点	0点

### 3 その他

評 価 基 準		配 点 基 準
賃金水準の向上		別表2のとおり
女性の活躍推進		

企画提案方式の審査における提案事業者の「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る取組の評価基準

評価項目	設定区分例		配点	
	大区分	小区分		
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	1. 50%以上	3	最大 5
		2. 00%以上	4	
		3. 00%以上	5	
	「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		0.5	
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法 ※2 次世代法 ※2	各 0.25
				最大 0.5
	えるぼしチャレンジ企業認定 ※1			1
				最大 3
	法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし プラチナえるぼし	1.5 2
		次世代法 ※2	くるみん プラチナくるみん	1.5 2
		若者雇用促進法 ※2	ユースエール	0.5
	秋田県知事表彰の受賞		女性活躍・両立支援企業表彰 ※3	各 0.5
			女性の活躍推進企業表彰 ※3	
			子ども・子育て支援知事表彰 ※3	
			男女共同参画社会づくり表彰	

注 1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注 2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注 3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計10点）により配点を行うものとする。

注 4 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第3位を四捨五入）により配点を行う。

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）  
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）  
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。